

年金

国民年金基金の ご案内



老後の生活設計に
もう一つの“安心”をプラス
しませんか。

国民年金基金は、自営業な
どの方々が、サラリーマンの
方が受ける厚生年金などと同
様に、基礎年金に上積みし
て、ゆとりある老後に備える
もう一つの公的な年金制度で
す。

お問合せ先

〒790-10001
松山市一番町1-14-10

愛媛県国民年金基金

☎ 921-2182

年金給付には、「終身年
金」と「一定期間受けられる
確定年金」があり、自分自身
の人生設計に合わせた年金額
が設定できます。

年金給付には、「終身年
金」と「一定期間受けられる
確定年金」があり、自分自身
の人生設計に合わせた年金額
が設定できます。

掛け金と支払い方法

掛け金は、加入時の年齢と選
択する年金の型や加入口数に
よって決まります。

支払い方法は、指定の金融
機関か郵便局から口座振替に
よって納付します。

税制上の特典

掛け金は、全額、社会保険控
除の対象となり、所得税や住
民税が軽減されます。また、
受取る年金も基礎年金と同様
の公的年金等控除が適用され
ます。

お問い合わせ先

〒790-10001
松山市一番町1-14-10

愛媛県国民年金基金

☎ 921-2182

年金給付には、「終身年
金」と「一定期間受けられる
確定年金」があり、自分自身
の人生設計に合わせた年金額
が設定できます。

福祉

児童手当の 所得制限限度額が 引き上げられます。

児童手当のしくみ 支給対象

児童手当は、義務教育就学
前（6歳到達後最初の年度
末）までの児童を養育してい
る方に支給されます。

ただし、前年（1月から5
月までの月分の手当について
は前々年）の所得が一定額以
上の場合には、所得制限によ
り児童手当は支給されません。

しかし、6月1日（金）か
ら所得制限限度額が引き上げ
られるため、以前、所得制限
により却下された方も認定さ
れる場合があります。

以前、却下された方も新た
に申請してみてはいかがでし
ょか。

お問い合わせ先

〒790-10001
松山市一番町1-14-10

愛媛県国民年金基金

☎ 921-2182

年金給付には、「終身年
金」と「一定期間受けられる
確定年金」があり、自分自身
の人生設計に合わせた年金額
が設定できます。

- 申請に必要なもの
- 印鑑
- 振込口座（郵便局以外）
- 年金加入証明書（国民年金
加入者以外）
- 平成13年1月1日に松前
町に住所がなかった方は、
前住所地の所得証明書（市
町村長が発行する平成13
年度のもの。）

役場福祉課児童福祉係

児童手当現況届
提出先

児童手当現況届
提出先

児童手当現況届

児童手当を受けている方は、
毎年6月中に「児童手当現況
届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日に
おける状況を記載し、児童手
当を引き続き受ける要件があ
るかどうかを確認するものです。

この届の提出がないと、6
月分以後の手当が受けられな
くなりますので、ご注意くだ
さい。該当者には6月初めに
現況届を郵送します。

現況届に必要な添付書類

○児童手当の受給資格が消滅
するため、役場に「児童手当
受給事由消滅届」を、新住所
地に「児童手当認定請求書」
を提出してください。

○特例給付の受給者が退職し
たとき

お問い合わせ先

〒790-10001
松山市一番町1-14-10

愛媛県国民年金基金

☎ 921-2182

年金給付には、「終身年
金」と「一定期間受けられる
確定年金」があり、自分自身
の人生設計に合わせた年金額
が設定できます。

- 申請に必要なもの
- 印鑑
- 振込口座（郵便局以外）
- 年金加入証明書（国民年金
加入者以外）
- 平成13年1月1日に松前
町に住所がなかった方は、
前住所地の所得証明書（市
町村長が発行する平成13
年度のもの。）
- 児童手当受給事由消
滅届」を提出してください。